



## リーガルサポート設立20周年と 成年後見制度利用促進基本計画

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

理事長 矢頭 範之

### 1. はじめに

当法人は平成11年（1999年）12月に設立されてから20周年を迎えたが、設立当時のことは現在の司法書士にはあまり知られていない。

そこで、設立当時の状況とその経緯を確認し、それを踏まえて未来のために成年後見制度利用促進基本計画についてどう取り組むべきかに焦点を当てて考えてみたい。

### 2. リーガルサポート設立当時の状況と経緯

日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）が「第1回ころばぬ先のシンポジウム『人間らしく老いるために～高齢者の財産管理を考える～』」を開催した平成7年（1995年）当時の我が国は、急速な少子高齢化を迎えて近い将来「超高齢社会」となることが予想されていた。これに伴い家族の実態も変容し、家族に依存する高齢者支援には限界が生じ、また、市民間の資産・所得の格差が広がりつつあった。

そうすると高齢者世帯は高齢者単独や配偶者と二人きりの老老世帯の割合が高まるところから、社会全体に多様な高齢者への支援、特に高齢者の財産問題に対する不安と問題意識が高まり、信頼性のある財産管理の仕組みとその担い手の出現を望むニーズが高まっていた。

一方、当時の司法書士は「街の法律家」と評されながらも、その多くの司法書士は登記業務を中心としているため、依頼者と活動の場は限定されており、当時の司法書士界において「法律専門職として、登記事務や裁判事務だけではなく、さらに広汎な法律分野ないし権利擁護の分野へも関与したいという意欲」（日司連『高齢者財産管理の実務と理論』1997年35頁）に満ちていた。

また、その登記業務において判断能力の低下がみられる高齢者の意思確認が困難な事例では、批判の多い従来の禁治産・準禁治産制度を勧めることを躊躇する等、多くの司法書士は的確な助言ができないことに苦悩していた。専門職として障害者も含めた禁治産・準禁治産制度の改善と制度の担い手としての関与を望む意識は海岸に寄せられる砂のように堆積させていたのである。

このように、社会的ニーズと高齢者財産問題に関する専門職としての意識の高まりが同じ時期に交差したなかで、日司連は「第2回ころばぬ先のシンポジウム『人間らしく老いるために～成年後見制度の創設に向けて～』」を開催し、ここで司法書士界が自ら成年後見制度に関与するべく「財産管理センター構想」を公表した。

紙面の関係上「財産管理センター構想」の詳細は省略するが、端的に言うと研修制度と業務報告制度を兼ね備えた当法人の「設計図」であり、これが社会的に大きな反響を呼び起した。

このように、「社会的ニーズの高まり」「実務の蓄積に基づく問題意識」「ビジョンの明確化」を経て、平成11年12月の当法人設立に至ったのである。

### 3. 成年後見制度利用促進基本計画への取組み

時を経て、平成29年（2017年）3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を5か年計画を目指すとされた。各地域においては、専門職は中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築並びにその運営に関わることが期待されている。

上記「①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」の取組みにおいて、後見の専門職として今後の実務に反映しなければならない論点が2つある。

一つ目は、意思決定支援の下で身上保護を重視した実務の在り方の確立である。これは既に民法858条（意思尊重・身上配慮義務）に規定され、後見人個々人ごとに心掛けてきたことではあるが、今後は、最高裁判所を中心とする意思決定支援ワーキンググループが検討している「後見人等による意思決定支援の在り方についての指針」に基づき、本人を中心に置いた環境整備、丁寧な意思決定支援プロセスの確保、意思決定能力の検討等の具体的な実効性が問われることになる。

二つ目は、従来の古典的な財産保護にとどまらない本人のための適正な財産活用をしていく実務の定着である。従前の成年後見業務においては静的な財産管理が主流であったが、前記意思決定支援に基づく身上保護を突き詰めていくと、必然的に本人が望むQOL（生活の質）向上のための生活環境の整備や消費に向けて積極的かつ適正に財産活用をしていくことが求められる。

上記二点の取組みは、今後、指針やガイドライン等の具体的な仕様が確立され、それにに基づく確実な実務を目指すべきことになり、専門職に対して意識改革が求められることになるであろう。

### 4. さいごに

司法書士が高齢者・障害者の権利擁護活動に携わることができる現状は、自然の成り行きで出現したわけではない。前述のとおり先達の堆積された想いと行動のなかに、「社会的ニーズの高まり」を的確にとらえ、司法書士としての「実務の蓄積に基づく問題意識」に基づき、司法書士界内で「ビジョンの明確化」を図った、といった要素を積み上げた結果ではないだろうか。

そうであるとすれば、その成功体験に倣い、利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進基本計画を実現させるためには、まずは各地域に中核機関を設置し、地域連携ネットワークを構築するとともに、当法人内において、「社会的ニーズ」である「意思決定支援に基づく身上保護」と「適正な財産活用」の実務を定着させるため、反省も含めた「実務の蓄積に基づく問題意識」を共有し、「ビジョンの明確化」を図ることが第一歩であると考える。

これらの新しい「社会的ニーズ」に則した実務を定着させるためには「ビジョン」と「問題意識」をつなぐ方法論が重要と思われるが、その実現のあ까つきには、望まれる「後見の専門職」像と当法人の「公益目的事業を行うのに必要な技術的能力」（公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律第5条2号）のさらなる進化を見ることになるであろう。